

山梨県公報

第二千二十四号

平成二十二年

三月八日

月 曜 日

目 次

字の区域設置	一四三
字の名称変更	一四三
市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示	一四三
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	一四三
道路の路線名の変更	一四四
道路の区域変更	一四四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	一四四
建築基準法に基づく道路位置指定	一四九
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	一四九
開発行為に関する工事の完了について	一四九
落札者の決定について	一四九
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一五〇
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一五一

告 示

山梨県告示第六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、富士川町長職務執行者から次のとおり新たに字を画する旨の届出があった。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

大 字

小 字

鯀 沢

起シ、正法見、薄田、北畑、新地、東田、坊ノ前、中田、八幡、大法師、上の山、打越、山の神、山居、研石、川辺研石、境尾刎、入道、風早、中坂、天戸坂、桐の木、奥山、芋畑、大横手、大崩、小柳川、赤石、西赤石、植村、下平、荊原、林際、前河原、鬼島、前山、深堀、新居山、東風尾、下上の山、西風尾、芝山、梅又、南向、落葉山、柏木立、西村、角久保、白沢坂、薄田尻、外河原、毛戸尻

山梨県告示第六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、富士川町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

変更前の名称	変更後の名称
大字平林	平林

山梨県告示第六十八号

平成二十二年三月八日に南巨摩郡増穂町及び鯀沢町を廃し、その区域をもって富士川町を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七条第一項第一号の規定に基づき、富士川町の人口を次のとおり告示する。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一七、四〇五人

山梨県告示第六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月八日 山梨県知事 横内正明

一 指定する区域 北杜市小淵沢町二千二十八番地一

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九条）第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 トリクロロエチレン

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横内正明

路線番号	新旧の別		道路の種類	路線名	備考
	新	旧			
26	新	旧	県道	富士川南アルプス線	
4	新	旧	県道	市川三郷富士川線	
			県道	増穂若草線	

山梨県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年三月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山北山中湖線
- 三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字宮脇一九七八番の一地先から 南都留郡山中湖村平野字池畑二四三三番の二地先まで	九・〇 一〇・五	八・〇 二四・五		八二・〇

山梨県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

身延町	市町村名			土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 （図面省略）
	水船 1	水船 2	水船 3			
	芝草の 2	芝草の 2	芝草	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり （図面省略）	
	芝草の 2	芝草	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
	芝草の 2	芝草	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

清沢の2	清沢2	清沢1	沢	御弟子2	御弟子1	大山2	大山1	久保6	久保5	久保4	久保3	久保2	久保1	峯2	峯1	山家3	山家2	山家1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

下部	上の平	御弟子	大山	熊沢	芝草の2 2	芝草の2 1	波高島の2 4	波高島の2 3	波高島の2 2	波高島の2 1	波高島	上の平の2 2	上の平の2 1	上の平	湯の奥 2	湯の奥 1	下部 2	下部 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小沢	小沢川	湯沢	雨河内沢	神殿川	清沢川の2	清沢川	検行沢川	寒伴沢川	上之平川の2	上之平川	竹の沢	芝草沢	年林沢	樋田川	切沢川	上八木沢	石倉 2	石倉 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

清子 3	清子 2	清子 1	相又下	大崩	宮木 A 2	宮木 A 1	宮木 B 3	宮木 B 2	宮木 B 1	伊沼	下田原	不動沢川	下八木沢川	松葉沢川	寺沢川	川向沢	折門沢	堀切沢
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

身延町					市町村名
芝草の2 1	芝草	水船 3	水船 2	水船 1	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)					土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

南沢 4	南沢 3	南沢 2	南沢 1	境沢 3	境沢 2	境沢 1	清子 6	清子 5	清子 4
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

清沢 2	清沢 1	沢	御弟子 2	御弟子 1	大山 2	大山 1	久保 6	久保 5	久保 4	久保 3	久保 2	久保 1	峯 2	峯 1	山家 3	山家 2	山家 1	芝草の2 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上の平	御弟子	大山	熊沢	芝草の2 2	芝草の2 1	波高島の2 4	波高島の2 3	波高島の2 2	波高島の2 1	波高島	上の平の2 2	上の平の2 1	上の平	湯の奥 2	湯の奥 1	下部 2	下部 1	清沢の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

寺沢川	川向沢	折門沢	堀切沢	小沢	小沢川	雨河内沢	神殿川	清沢川の2	清沢川	検行沢川	寒伴沢川	竹の沢	芝草沢	上八木沢	石倉 2	石倉 1	下部
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
甲斐市下今井字上ノ段二七二〇番一
- 二 道路の幅員
四・九〇メートル
- 三 道路の延長
三三・〇〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人獣害対策支援センター
- 2 代表者の氏名 萱沼正江
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市新倉千四百二十二番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、野生動物による人間の生活被害、農業被害等に対して、技術や情報の提供、現地支援活動に関する事業を行い、中山間地域における市民生活と自然環境の調和に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年二月二十六日から同年四月二十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人小菅ヒル・ファーム
- 2 代表者の氏名 船木末男
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村千三百十九番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、新たな農業特産物を生産し、安定した生産性を向上させ、安全な製品の生産、販売を行い地域の活性化を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年二月二十六日から同年四月二十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町紙漕阿原字高砂一七七〇の三及び一七七〇の四の区域
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町押越千二百二十四番地二 伊藤富江

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - プロジェクター 百九十九台
 - タブレットパーソナルコンピュータ 百九十九台
 - モバイルスクリーン 百九十九台
 - プロジェクタカート 百九十九台
 - ワイヤレスプレゼンテーションユニット 百九十九台
 - 無線LAN子機ユニット 百九十九台
 - デスクトップパーソナルコンピュータ 二百十四台
 - デスクトップ用無線LAN子機ユニット 二百十四台
 - インクジェットプリンター 十五台
 - 無線LANアクセスポイント 七百九十七台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
 - 平成二十二年一月二十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
 - リコー販売株式会社山梨支社 山梨県中央市山之神流通団地東一番地
- 五 落札金額
 - 一億九千百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
 - 平成二十一年十二月十日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月八日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一

部を次のように改正する。

別表第三 鯉沢警察署の部署所在地の項中

南巨摩郡増穂町 最勝寺一三〇六	南巨摩郡鯉沢町のうち 称小柳川、国見平、鬼 及び久保沢を除く。） 穂町のうち小室及び高
--------------------	--

鯉沢町の地区（通島、日向、梅久保並びに南巨摩郡増下

を

南巨摩郡富士川町最勝寺一三〇六

南巨摩郡富士川町のうち鯉沢（通称小柳川、国見平、鬼島、日向、梅久保及び久保沢を除く。）、小室及び高下

に改め、同部大同警察官駐在所の項中「南巨摩郡鯉沢町」を「南巨摩郡富士川町」

に改め、同部青柳警察官駐在所、最勝寺警察官駐在所及び春米警察官駐在所の項中「南

巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、同部五開警察官駐在所の項中

南巨 五六

摩郡鯉沢町
三九の六〇

南巨摩郡鯉沢町のうち箱原、柳川、鳥屋、長知沢、十谷、鹿島及び旧鯉沢町の地区（通称小柳川、国見平、鬼島、日向、梅久保及び久保沢に限る。）

を

南巨摩郡富士川町鯉沢五六三九の六〇

南巨 屋、小柳 び久

摩郡富士川町のうち箱原、柳川、鳥長知沢、十谷、鹿島及び鯉沢（通称川、国見平、鬼島、日向、梅久保及び保沢に限る。）

に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月八日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井 洋

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第六条の見出し中「及び時間制限駐車区間」を「並びに高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間における駐車禁止」に改め、同条第一項中「及び法第四十九條の二第二項又は第四項に規定する時間制限駐車区間」を「並びに法第四十九條の三第二項又は第四項に規定する時間制限駐車区間及び法第四十九條の四に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止」に改め、「(法第四十九條第一項の規定によるパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されている時間制限駐車区間の交通規制にあつては、第一号から第九号までに掲げる車両に限る。)」を削る。

第六條の三第二項中「第四十九條の二第五項」を「第四十九條の五及び法第四十九條の七第二項」に改める。
第六條の三の次に次の一条を加える。
(高齢運転者等標章の申請等)

第六條の四

法第四十五條の二第一項の規定による公安委員会に対する普通自動車の届出又は同条第二項、第三項若しくは第四項若しくは施行規則第六條の三の三の規定による公安委員会に対する高齢運転者等標章の申請、再交付の申請、返納若しくは記載事項の変更の届出は、警察署長を経由して行わなければならない。

第八條の二の表三の項中「山梨県南巨摩郡増穂町大柵七百二十七番地三」を「山梨県南巨摩郡富士川町大柵七百二十七番地三」に改め、同表十一の項中「山梨県南巨摩郡増穂町大字青柳字田島屋敷千三百三十二番の一地」を「山梨県南巨摩郡富士川町大字青柳字田島屋敷千三百三十二番の一地」に改め、同表二十七の項中「山梨県南巨摩郡鵜沢町風早二千三百五十番一」を「山梨県南巨摩郡富士川町鵜沢字風早二千三百五十番一」に改める。

第二十五條第二項第一号を次のように改める。

一 その者の住民票の写し(外国人である場合には外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条第一項に規定する登録証明書の写し)又は運転免許証の写し

別表第一中

「 七〇 免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三級
「 七〇 免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三級
「 七〇 免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三級



附則

この規則は、平成二十二年四月十九日から施行する。ただし、第八條の二の表の改正規定は公布の日から、別表第一の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番